

兵農保第 17-9 号

平成 25 年 1 月 4 日

農林水産大臣 林 芳 正 様

兵庫県農業共済組合連合会

会長理事 鶩 尾 弘 志

「農業災害補償法第 142 条の 5 第 1 項の規定に基づく必要措置命令（平成 23 年 4 月 26 日付け農林水産省指令 23 経営第 200 号）」に係る具体的な措置の取組状況（平成 24 年 12 月末現在）を下記のとおり提出いたします。

記

#### 1 命令の内容

兵庫県農業共済組合連合会は検査忌避行為及び建物共済事業における法令違反の再発防止のため、具体的な措置を講ずること。具体的な措置の取組状況について、別途農林水産省経営局長から指示があるまで、平成 23 年 6 月末を第 1 回とし、以後、3 か月ごとにとりまとめ、翌月 10 日までに報告すること。

上記に係る具体的な措置の取組状況（平成 24 年 12 月末）については、別添の報告書のとおりであります。

## 具体的な措置の取組状況第7回報告書（12月末）

### （1）適切な受検態勢の確立

具体的な措置	取組状況
<b>① 検査の効果的・効率的実施を確保するための検査対応業務の適正な管理</b> <p>ア 内部監査室（仮称）の新設 検査対応を行う窓口と検査全体の管理を行う部署として、内部監査室を新設します。当該部署の組織的独立性と実効性を確保するため、専任職員と事業運営に精通した兼務職員で構成し、設置に伴う職制規則の改正を平成23年6月の第1回理事会で行い、同年7月に設置します。</p>	<p>監査指導部（措置計画から名称変更。以下同じ。）については、平成23年6月27日の第1回理事会において職制規則及び文書規則の改正を行い、同年7月1日に設置し、同日付で専任職員1名と兼務職員3名を配属しました。</p> <p>同部では、検査調書の内容審査及び実地検査の立ち会い並びに改善点の指導監督を行うよう常例検査等対応要領を同年7月1日に定めました。さらに、常例検査において発見した不祥事の対応を不祥事件対応要領に一元化するよう平成24年2月20日に常例検査等対応要領の一部改正を行いました。</p> <p>平成23年度の常例検査については、平成24年2月16日に現物調査及び同年2月27日から同年3月2日まで実地検査（以下「平成23年度常例検査」という。）を受けたので、同要領に基づき監査指導部が検査調書の内容審査及び実地検査の立ち会いを行いました。</p> <p>平成24年4月1日付け定期人事異動において監査指導部次長2名の人事異動を行い、前年度同様の人員配置としています。</p> <p>監査指導部は、引き続き検査結果等を踏まえながら、受検態勢の整備に努めていきます。</p>
イ 検査調書の審査及び決裁 検査調書は、上記内部監査室が内容審査を行った後、会長理事及び専務理事の決裁を受けることとし、チェック機能と管理体制を強化します。	平成23年度の通常総会後に作成する常例検査の検査調書については、会長理事及び専務理事が決裁し、同年6月24日に農林水産省に提出しました。

具体的な措置	取組状況
	<p>平成 23 年度常例検査の検査調書については、担当部署の部課長が「常例検査の検査調書チェックリスト（担当部署用）」に基づき、担当者の作成した検査調書の内容と基礎資料の照合点検を行いました。各部作成の調書を総務部がとりまとめて起案した後、監査指導部が「常例検査の検査調書チェックリスト（監査指導部用）」に基づく内容審査を行い、その結果をまとめた常例検査報告書を添付して会長理事及び専務理事が決裁のうえ、平成 24 年 2 月 22 日に農林水産省に提出しました。</p> <p>平成 24 年度常例検査の検査調書は、農林水産省の定める農業共済組合連合会検査実施要項に基づき作成することとし、同要項に規定する調書内容に沿って上記のチェックリストを同年 5 月 24 日に一部見直しました。</p> <p>検査調書の提出にあたっては、引き続き内部チェック機能と管理体制を強化していきます。</p>
<p>ウ 実地検査の立ち会い</p> <p>内部監査室及び常勤理事は、必ず実地検査に立ち会い、本会の業務運営上の課題等を客観的視点から把握し、監督を強化します。</p>	<p>平成 23 年度常例検査の実地検査の立ち会いについては、監査指導部及び専務理事が行い、監査指導部が受検対応状況をまとめた常例検査報告書を作成し、平成 24 年 3 月 2 日に会長理事に提出しました。</p> <p>実地検査の立ち会いは、引き続き上記のとおり行い、業務運営上の改善整備すべき事項等がないか監視・監督を強化していきます。</p>
<p><b>(2) 理事会等による検査対応業務に対する監視・監督の強化</b></p>	
<p>ア 不正対応ルールの整備</p> <p>内部監査室において審査を行った結果、不正を発見した場合は速やかに会長理事とコンプライアンス担当部署に報告し、監視・監督の対応の一元化、内部牽制及び即時性を高めます。</p>	<p>監査指導部が、検査調書の内容審査及び実地検査の立ち会いにおいて不祥事を発見した場合は、速やかにコンプライアンス統括部署に報告します。同部署では、コンプライアンス統括責任者（会長理事）が不祥事件と判断したときは、遅滞なく理事会に報告し、不祥事件対応要領に基づいて対応します。一方、同要領に定める不祥事件に該当しない事案は、(2) の④のエに記載する問題解決検討会において問題の早期解決を図ります。</p>

具体的な措置	取組状況
<p>イ 常勤役員の監理態勢の強化</p> <p>検査調書の提出の際には、会長理事及び専務理事が決裁を行うものとし、実地検査には必ず常勤理事が立ち会います。</p>	<p>不正対応は、上記のとおり行い、監視・監督の対応の一元化と内部牽制機能の強化により即時性を高めていきます。</p> <p>平成 23 年度の通常総会後に作成する常例検査の検査調書については、会長理事及び専務理事が決裁して同年 6 月 24 日に農林水産省に提出しました。</p> <p>平成 23 年度常例検査における役員監理は、(1) の①のイ及びウに記載するとおり会長理事及び専務理事が検査調書を決裁し、専務理事が実地検査に立ち会いました。</p> <p>常例検査における役員監理は、引き続き上記のとおり行います。</p>
<p>ウ 理事会の業務監視及び監督の強化</p> <p>理事会は、四半期ごとに業務執行状況等を報告させるとともに、検査指摘の改善・進捗状況等を確認し、監視・監督を強化します。</p>	<p>理事会は、事業実績及び業務収支の業務執行状況等を報告させるとともに、平成 22 年度常例検査の指摘事項に係る措置（回答）を平成 23 年 5 月 18 日の第 16 回理事会において決定し、同年 5 月 31 日に農林水産省に提出しました。</p> <p>平成 22 年度常例検査指摘事項に係る改善進捗状況については、平成 23 年 6 月 27 日の第 1 回理事会、同年 12 月 27 日の第 4 回理事会、平成 24 年 5 月 21 日の第 6 回理事会において確認しました。</p> <p>平成 23 年度常例検査の受検結果については、平成 24 年 3 月 19 日の第 5 回理事会において同年 3 月 2 日付けの確認書を確認し、同年 6 月 5 日付けで検査部長から交付された検査書に基づき、同年 6 月 28 日の第 7 回理事会において検査指摘事項に対する改善状況等報告を審議・決定して同年 7 月 10 日に農林水産省に提出しました。</p> <p>その後の改善進捗状況は、同年 10 月 3 日の第 8 回理事会、同年 12 月 27 日の第 9 回理事会において確認しました。</p> <p>理事会は、引き続き業務監視及び監督を強化していきます。</p>

具体的な措置	取組状況
<p>エ 監事会の業務監視及び監督の強化</p> <p>監事は、定時監査時に理事会に準じて業務執行状況と検査指摘の改善・進捗状況を報告させ、その内容を実査します。</p>	<p>監事は、平成 23 年 11 月 22 日の中間監査及び平成 24 年 5 月 14 日の決算監査において、業務執行状況等を報告するとともに、平成 23 年 7 月 26 日の第 1 回監事会、同年 11 月 22 日の第 2 回監事会及び平成 24 年 5 月 14 日の第 3 回監事会において、平成 22 年度常例検査指摘事項に係る改善進捗状況を確認し、上記の監事監査において実査しました。</p> <p>また、平成 23 年度常例検査の受検結果については、上記の第 3 回監事会において確認書の内容を確認し、平成 24 年 6 月 28 日の第 7 回理事会において決定された「検査指摘事項に対する改善状況等報告」に対する意見書を同年 7 月 4 日に作成しました。</p> <p>その後の改善進捗状況は、同年 11 月 9 日の第 4 回監事会において確認しました。</p> <p>監事は、引き続き業務監視及び監督を徹底していきます。</p>
<p>③ 検査忌避行為に係る原因の究明と再発防止策の策定・実践</p>	
<p>ア 担当部署におけるチェックの強化</p> <p>検査調書の作成に当たって、担当者は検査用チェックリストによる自主点検を行った後、検査項目の狙いと報告内容に問題がないか担当部署内で相互チェックを確實に行います。</p>	<p>平成 23 年度の通常総会後に作成する常例検査の検査調書については、各担当者が作成した調書を所属長（部課長）がコンプライアンス・プログラムに基づく内部自主検査を踏まえて検査項目の意図と報告内容に齟齬がないか確認しました。</p> <p>平成 23 年度常例検査の検査調書については、部課長が「常例検査の検査調書チェックリスト（担当部署用）」に基づき、担当者の作成した検査調書の内容と基礎資料の照合・点検を行いました。</p> <p>検査調書の作成にあたっては、引き続き上記のとおり担当部署内の内部牽制機能を強化していきます。</p>
<p>イ 内部監査室等における審査の実施</p> <p>内部監査室において、事務・事業に精通した兼務職員が担当業務以外の部署が作成した調書について審査を</p>	<p>平成 23 年度の通常総会後に作成する常例検査の検査調書については、会長理事及び専務理事が決裁し、同年 6 月 24 日に農林水産省に</p>

具体的な措置	取組状況
<p>行い、内部牽制機能を果たします。</p> <p>また、会長理事及び専務理事は、必ず検査調書の決裁を行います。</p>	<p>提出しました。</p> <p>平成 23 年度常例検査の検査調書については、監査指導部が「常例検査の検査調書チェックリスト（監査指導部用）」に基づき、内容審査（同部兼務職員は担当業務以外の調書審査）を行った後、その審査結果をまとめた常例検査報告書を添付して会長理事及び専務理事が決裁し、平成 24 年 2 月 22 日に農林水産省に提出しました。</p> <p>検査調書の審査及び決裁は、引き続き上記のとおり行います。</p>
<p>ウ 実地検査時の対応強化</p> <p>実地検査は、常勤理事及び内部監査室が立ち会い、問題点が発見された場合は、内部監査室がその問題点等を正確に反映した検査報告書を遅滞なく作成し、会長理事に報告するとともに、担当部署の取組状況を監視しています。</p>	<p>平成 23 年度常例検査の実地検査の対応は、(1) の①のウに記載するとおり行った結果、特筆すべき問題はなかったことを監査指導部が常例検査報告書にまとめて平成 24 年 3 月 2 日に会長理事に報告しました。</p> <p>実地検査の立ち会いにおいて改善すべき事項があった場合は、監査指導部がその内容をまとめた常例検査報告書を作成し、遅滞なく会長理事に提出するとともに、該当部署の改善進捗状況を監督します。</p> <p>実地検査時の対応は、上記のとおり行い、担当部署の取組状況を監視していきます。</p>
<p>エ 懲戒処分の規程整備と職員への周知</p> <p>法令違反に関する懲戒処分について、検査忌避行為に係る当事者責任、管理監督責任の基準を明確にした就業規則の改正を 6 月の第 1 回理事会で行い、その内容を全職員に周知し、再発防止に努めます。</p>	<p>懲戒処分の規程整備については、平成 23 年 6 月 27 日の第 1 回理事会において職員就業規則の改正を行い、同年 7 月 1 日から適用しています。その内容は、同年 6 月 30 日に所属長へ通知し、全職員に周知しました。</p>
(4) 検査忌避行為に係る責任の所在の明確化と関係者の処分	
<p>ア 法令違反調査委員会による調査</p> <p>平成 19 年以前のことも含め、弁護士など外部有識者等を含む委員会が調査することとし、平成 23 年 5 月 18 日の第 16 回理事会でメンバーを決定、同月 25 日に法令</p>	<p>法令違反の原因究明と責任の所在の明確化については、第三者による客観的な調査が必要と判断し、弁護士（非顧問）1 名、県職員 2 名で構成される法令違反調査委員会に調査を付託しました。</p>

具体的な措置	取組状況																		
<p>違反調査委員会を設置いたしました。同月 27 日の第 1 回委員会を開催し、審議決定された調査方法等（調査対象年度は平成 13~22 年の 10 年間、対象者はその間の農産建物部・建物課在籍職員と常勤役員、調査内容は検査調書の記載内容等にかかる事実確認、調査手法は委員による個別聴取）に基づき、同年 6 月中に原因の究明と責任の所在を明確にします。</p>	<p>調査委員会では、平成 23 年 5 月 30 日から同年 7 月 13 日まで、過去 10 年間の建物共済及び農機具共済の事故発生から保険金支払いまでの経過月別件数の再調査、関係書類の内容審査及び関係役職員からの聴き取り調査を実施しました。</p> <p>また、委員会を以下のとおり開催し、原因と責任の所在を明確にした調査報告書をとりまとめ、同年 7 月 20 日に会長理事に提出しました。</p> <table border="0" data-bbox="1123 499 1965 745"> <tr> <th data-bbox="1123 499 1224 531">&lt;回&gt;</th> <th data-bbox="1336 499 1516 531">&lt;開催月日&gt;</th> <th data-bbox="1673 499 1852 531">&lt;審議事項&gt;</th> </tr> <tr> <td data-bbox="1123 539 1224 571">第 1 回</td> <td data-bbox="1291 539 1516 571">平成 23 年 5 月 27 日</td> <td data-bbox="1605 539 1942 571">事実確認、調査方法等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1123 579 1224 610">第 2 回</td> <td data-bbox="1291 579 1516 610">同年 6 月 14 日</td> <td data-bbox="1605 579 1942 610">調査報告のとりまとめ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1123 618 1224 650">第 3 回</td> <td data-bbox="1291 618 1516 650">同年 6 月 30 日</td> <td data-bbox="1605 618 1942 650">調査報告内容の検証</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1123 658 1224 690">第 4 回</td> <td data-bbox="1291 658 1516 690">同年 7 月 13 日</td> <td data-bbox="1605 658 1942 690">調査報告内容の検証</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1123 698 1224 730">第 5 回</td> <td data-bbox="1291 698 1516 730">同年 7 月 20 日</td> <td data-bbox="1605 698 1965 730">調査報告書のとりまとめ</td> </tr> </table>	<回>	<開催月日>	<審議事項>	第 1 回	平成 23 年 5 月 27 日	事実確認、調査方法等	第 2 回	同年 6 月 14 日	調査報告のとりまとめ	第 3 回	同年 6 月 30 日	調査報告内容の検証	第 4 回	同年 7 月 13 日	調査報告内容の検証	第 5 回	同年 7 月 20 日	調査報告書のとりまとめ
<回>	<開催月日>	<審議事項>																	
第 1 回	平成 23 年 5 月 27 日	事実確認、調査方法等																	
第 2 回	同年 6 月 14 日	調査報告のとりまとめ																	
第 3 回	同年 6 月 30 日	調査報告内容の検証																	
第 4 回	同年 7 月 13 日	調査報告内容の検証																	
第 5 回	同年 7 月 20 日	調査報告書のとりまとめ																	
<p>イ 理事会等による処分の決定</p> <p>調査結果の確定後、速やかに役員会を開催し、就業規則第 57 条及び第 58 条に則り、関係職員の処分を審議・決定のうえ報告いたします。役員につきましても責任を明らかにします。</p>	<p>職員の処分については、法令違反調査委員会による調査報告書に基づき、平成 23 年 8 月 3 日の懲罰委員会の意見を踏まえ、同年 8 月 10 日の第 2 回理事会において関係職員の懲戒処分を決定しました。</p> <p>役員についても、責任を明らかにし、当時の役員全員が自主的に対応しました。</p>																		

## (2) 法令等遵守態勢の強化

具体的な措置	取組状況
<p>① 法令等遵守に対する業務運営姿勢の明確化</p>	
<p>ア コンプライアンス意識及び業務姿勢の表明</p> <p>会長理事は、法令等遵守の業務姿勢を明確にするため、コンプライアンス宣言を内外に発信するとともに、役職員に対して法令等遵守に係る業務姿勢及び農家と</p>	<p>会長理事は、このたびの必要措置命令を真摯に受け止め、措置計画の着実な実行を本会の重要課題として信頼回復に努めることを次の会議で表明しています。</p>

具体的な措置	取組状況
農業共済関係者の信頼回復に向けた不退転の決意を通常総会はじめ諸会議で表明します。	<p>〈開催月日〉 〈対象会議等〉</p> <p>平成 23 年 5 月 13 日 第 7 回監事会      同年 5 月 18 日 第 16 回理事会      同年 5 月 20 日 第 1 回所長会      同年 5 月 25 日 組合等局長・課長等会議      同年 5 月 30 日 第 6 3 回通常総会      同年 6 月 18 日 職員全体研修会      同年 6 月 27 日 第 1 回理事会      同年 7 月 26 日 第 1 回監事会      同年 8 月 10 日 第 2 回理事会      同年 10 月 3 日 第 3 回理事会      同年 10 月 14 日 第 2 回所長会      同年 10 月 26 日 組合等局長・課長等会議      同年 11 月 15 日 兵庫県 N O S A I 大会      同年 11 月 22 日 第 2 回監事会      同年 12 月 22 日 第 3 回所長会      同年 12 月 27 日 第 4 回理事会  <p>平成 24 年 2 月 13 日 第 2 8 回臨時総会      同年 2 月 13 日 組合等課長・係長等会議      同年 3 月 10 日 職員全体研修会      同年 3 月 19 日 第 5 回理事会      同年 3 月 23 日 第 4 回所長会      同年 5 月 14 日 第 3 回監事会      同年 5 月 21 日 第 6 回理事会      同年 5 月 25 日 第 1 回所長会      同年 5 月 28 日 組合等局長・課長等会議      同年 5 月 31 日 第 6 4 回通常総会      同年 6 月 28 日 第 7 回理事会      同年 9 月 28 日 第 2 回所長会      同年 10 月 3 日 第 8 回理事会</p> </p>

具体的な措置	取組状況												
	<p>同年 10 月 31 日 組合等局長・課長等会議      同年 11 月 9 日 第 4 回監事会      同年 11 月 15 日 兵庫県 N O S A I 大会      同年 12 月 21 日 第 3 回所長会      同年 12 月 27 日 第 9 回理事会</p> <p>さらに、外部に向けては、平成 24 年 1 月 11 日に連合会ホームページに法令違反の再発防止の確実な実践に組織を挙げて取り組むことを宣言するとともに、次年度へ向けての取組み姿勢をネットワークひょうご 3 月号（23 年度版）に掲載しました。第 6 4 回通常総会の会長挨拶は、ネットワークひょうご 7 月号（24 年度版）に掲載しました。</p> <p>また、平成 25 年に向けての取組み姿勢を、連合会ホームページ及びネットワークひょうご 1 月号（同上）に掲載するよう準備しています。</p> <p>役職員の法令等遵守の業務運営姿勢は、引き続き諸会議及び広報誌等を通じて表明していきます。</p>												
<p>イ 措置計画の着実な実行</p> <p>今般の必要措置命令を役員はもとより全職員が厳肅に受け止め、今回策定した措置計画の着実な実行を本会業務の最重要課題と位置づけたうえで、法令等遵守態勢の確立に向け、内部管理態勢の一層の充実・強化に役職員一丸となって取り組んでいきます。県職員及び参事・部課長で構成する兵庫県農業共済組合連合会改革チームを平成 23 年 4 月 28 日に設け、法令違反等の原因究明と問題提起を行っており、今後の再発防止策など具体的な措置の策定と実践を通じて本会の業務改善に努めていきます。</p>	<p>平成 23 年 5 月末までに農林水産省へ提出を求められた措置計画と工程表については、改革チームで同年 4 月 28 日から同年 5 月 13 日まで検討し、同年 5 月 18 日の第 16 回理事会において審議決定しました。その後、同年 5 月 20 日の第 1 回所長会、同年 5 月 25 日の組合等局長・課長等会議、同年 5 月 30 日の第 6 3 回通常総会に報告した上で、同年 5 月 31 日に農林水産省に提出しました。</p> <p>3 ヶ月ごとの取組状況をまとめる定期報告については、以下のとおり理事会において審議決定のうえ、農林水産省に提出しました。</p> <table> <thead> <tr> <th data-bbox="1147 1294 1327 1326">&lt;定期報告&gt;</th> <th data-bbox="1327 1294 1776 1326">&lt;理事会開催月日（回）&gt;</th> <th data-bbox="1776 1294 2091 1326">&lt;提出月日&gt;</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1147 1326 1327 1358">第 1 回（6 月末）</td> <td data-bbox="1327 1326 1776 1358">平成 23 年 6 月 27 日（第 1 回）</td> <td data-bbox="1776 1326 2091 1358">同年 7 月 8 日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1147 1358 1327 1390">第 2 回（9 月末）</td> <td data-bbox="1327 1358 1776 1390">同年 10 月 3 日（第 3 回）</td> <td data-bbox="1776 1358 2091 1390">同年 10 月 7 日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1147 1390 1327 1421">第 3 回（12 月末）</td> <td data-bbox="1327 1390 1776 1421">同年 12 月 27 日（第 4 回）</td> <td data-bbox="1776 1390 2091 1421">平成 24 年 1 月 4 日</td> </tr> </tbody> </table>	<定期報告>	<理事会開催月日（回）>	<提出月日>	第 1 回（6 月末）	平成 23 年 6 月 27 日（第 1 回）	同年 7 月 8 日	第 2 回（9 月末）	同年 10 月 3 日（第 3 回）	同年 10 月 7 日	第 3 回（12 月末）	同年 12 月 27 日（第 4 回）	平成 24 年 1 月 4 日
<定期報告>	<理事会開催月日（回）>	<提出月日>											
第 1 回（6 月末）	平成 23 年 6 月 27 日（第 1 回）	同年 7 月 8 日											
第 2 回（9 月末）	同年 10 月 3 日（第 3 回）	同年 10 月 7 日											
第 3 回（12 月末）	同年 12 月 27 日（第 4 回）	平成 24 年 1 月 4 日											

具体的な措置	取組状況																																				
	<p>第4回（3月末） 平成24年3月19日（第5回） 同年4月2日</p> <p>平成24年度の定期報告については、同年5月21日の第6回理事会において平成24年度措置計画工程表を審議決定し、それに基づく3ヵ月ごとの取組状況を以下のとおり理事会で審議決定のうえ、農林水産省に提出しました。</p> <table> <thead> <tr> <th data-bbox="1163 461 1327 493">&lt;定期報告&gt;</th> <th data-bbox="1410 461 1769 493">&lt;理事会開催月日（回）&gt;</th> <th data-bbox="1875 461 2055 493">&lt;提出月日&gt;</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1163 501 1327 533">第5回（6月末）</td> <td data-bbox="1410 501 1769 533">平成24年6月28日（第7回）</td> <td data-bbox="1875 501 2055 533">同年7月9日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1163 541 1327 572">第6回（9月末）</td> <td data-bbox="1410 541 1769 572">同年10月3日（第8回）</td> <td data-bbox="1875 541 2055 572">同年10月4日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1163 580 1327 612">第7回（12月末）</td> <td data-bbox="1410 580 1769 612">同年12月27日（第9回）</td> <td data-bbox="1875 580 2055 612"></td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、第7回報告書（12月末）については、平成25年1月10日までに農林水産省に提出します。</p> <p>具体的な措置については、定期報告の都度、改革チーム全体会議において以下のとおり取組状況を確認するとともに、工程表に基づき進めています。</p> <table> <thead> <tr> <th data-bbox="1163 929 1208 961">&lt;回&gt;</th> <th data-bbox="1313 929 1493 961">&lt;開催月日&gt;</th> <th data-bbox="1702 929 1859 961">&lt;協議内容&gt;</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1163 969 1327 1001">第1回</td> <td data-bbox="1410 969 1769 1001">平成23年6月1日</td> <td data-bbox="1875 969 2055 1001">工程表に基づく措置計画の進め方 法令違反調査委員会の設置報告</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1163 1049 1327 1080">第2回</td> <td data-bbox="1410 1049 1769 1080">同年7月4日</td> <td data-bbox="1875 1049 2055 1080">6月末の具体的な措置の取組状況 工程表に基づく今後の取り組み</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1163 1128 1327 1160">第3回</td> <td data-bbox="1410 1128 1769 1160">同年9月20日</td> <td data-bbox="1875 1128 2055 1160">9月末の具体的な措置の取組状況 工程表に基づく今後の取り組み</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1163 1207 1327 1239">第4回</td> <td data-bbox="1410 1207 1769 1239">同年12月19日</td> <td data-bbox="1875 1207 2055 1239">12月末の具体的な措置の取組状況 工程表に基づく今後の取り組み</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1163 1287 1327 1318">第5回</td> <td data-bbox="1410 1287 1769 1318">平成24年3月8日</td> <td data-bbox="1875 1287 2055 1318">3月末の具体的な措置の取組状況 次年度の取り組み</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1163 1366 1327 1398">第6回</td> <td data-bbox="1410 1366 1769 1398">同年5月8日</td> <td data-bbox="1875 1366 2055 1398">平成24年度工程表（案）の策定</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1163 1406 1327 1437">第7回</td> <td data-bbox="1410 1406 1769 1437">同年6月22日</td> <td data-bbox="1875 1406 2055 1437">6月末の具体的な措置の取組状況</td> </tr> </tbody> </table>	<定期報告>	<理事会開催月日（回）>	<提出月日>	第5回（6月末）	平成24年6月28日（第7回）	同年7月9日	第6回（9月末）	同年10月3日（第8回）	同年10月4日	第7回（12月末）	同年12月27日（第9回）		<回>	<開催月日>	<協議内容>	第1回	平成23年6月1日	工程表に基づく措置計画の進め方 法令違反調査委員会の設置報告	第2回	同年7月4日	6月末の具体的な措置の取組状況 工程表に基づく今後の取り組み	第3回	同年9月20日	9月末の具体的な措置の取組状況 工程表に基づく今後の取り組み	第4回	同年12月19日	12月末の具体的な措置の取組状況 工程表に基づく今後の取り組み	第5回	平成24年3月8日	3月末の具体的な措置の取組状況 次年度の取り組み	第6回	同年5月8日	平成24年度工程表（案）の策定	第7回	同年6月22日	6月末の具体的な措置の取組状況
<定期報告>	<理事会開催月日（回）>	<提出月日>																																			
第5回（6月末）	平成24年6月28日（第7回）	同年7月9日																																			
第6回（9月末）	同年10月3日（第8回）	同年10月4日																																			
第7回（12月末）	同年12月27日（第9回）																																				
<回>	<開催月日>	<協議内容>																																			
第1回	平成23年6月1日	工程表に基づく措置計画の進め方 法令違反調査委員会の設置報告																																			
第2回	同年7月4日	6月末の具体的な措置の取組状況 工程表に基づく今後の取り組み																																			
第3回	同年9月20日	9月末の具体的な措置の取組状況 工程表に基づく今後の取り組み																																			
第4回	同年12月19日	12月末の具体的な措置の取組状況 工程表に基づく今後の取り組み																																			
第5回	平成24年3月8日	3月末の具体的な措置の取組状況 次年度の取り組み																																			
第6回	同年5月8日	平成24年度工程表（案）の策定																																			
第7回	同年6月22日	6月末の具体的な措置の取組状況																																			

具体的な措置	取組状況						
	<p>工程表に基づく今後の取り組み          第8回 同年 9月 19日 9月末の具体的な措置の取組状況          工程表に基づく今後の取り組み          第9回 同年 12月 21日 12月末の具体的な措置の取組状況          工程表に基づく今後の取り組み</p> <p>具体的な措置の取組内容は、平成 24 年 5 月 15 日のコンプライアンス改善委員会において、コンプライアンス・プログラム及びコンプライアンス・マニュアルに反映することとし、同年 6 月 29 日に当該マニュアルを全職員に配布して周知徹底しました。</p> <p>今回の一連の法令違反及び具体的な措置の取組結果は、今後の教訓として再発防止に努めるとともに、引き続き内部管理態勢の充実・強化に取り組んでいきます。</p>						
<p>ウ 措置の進捗状況の開示</p> <p>法令等を遵守した業務運営を連合会の基本方針とすること並びに具体的な措置の進捗状況を広報誌、ホームページ等に情報開示します。</p>	<p>平成 23 年 4 月 26 日の必要措置命令については、同年 4 月 27 日に連合会ホームページに情報開示するとともに、直ちに会長理事は役員と県に報告し、参事と部長が同年 4 月 28 日（一部 5 月 2 日）に会員に一斉巡回説明しました。また、農業共済新聞兵庫版 5 月 2 週号及び連合会が組合等を対象に発行する広報誌「ネットワークひょうご」5 月号に説明記事を掲載しました。</p> <p>会長理事が諸会議で表明している法令等遵守の業務運営姿勢については、(2) の①のアに記載するとおり、連合会ホームページ及びネットワークひょうごに掲載しました。</p> <p>農林水産省へ提出した措置計画と工程表及びそれに基づく 3 ヶ月ごとの取組状況の定期報告については、以下のとおり連合会ホームページに情報開示しました。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; padding-bottom: 5px;">〈開示月日〉</td> <td style="width: 50%; text-align: center; padding-bottom: 5px;">〈開示内容〉</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成 23 年 5 月 31 日</td> <td style="text-align: center;">措置計画等報告</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">同年 7 月 11 日</td> <td style="text-align: center;">取組状況第 1 回報告書（6 月末）</td> </tr> </table>	〈開示月日〉	〈開示内容〉	平成 23 年 5 月 31 日	措置計画等報告	同年 7 月 11 日	取組状況第 1 回報告書（6 月末）
〈開示月日〉	〈開示内容〉						
平成 23 年 5 月 31 日	措置計画等報告						
同年 7 月 11 日	取組状況第 1 回報告書（6 月末）						

具体的な措置	取組状況									
	<p>同年 10 月 12 日 取組状況第 2 回報告書（9月末）  平成 24 年 1 月 5 日 取組状況第 3 回報告書（12月末）  同年 4 月 3 日 取組状況第 4 回報告書（3月末）  同年 7 月 10 日 取組状況第 5 回報告書（6月末）  同年 10 月 5 日 取組状況第 6 回報告書（9月末）</p> <p>また、第 7 回報告書（12月末）は、農林水産省の受理同日に情報開示するよう準備しています。</p> <p>法令等を遵守した業務運営姿勢は、各種広報手段を活用して、引き続き内外へ発信していきます。</p>									
<b>② 理事会等による業務執行に対する監視・監督の強化</b>										
<p>ア 理事会への重要事項及び措置状況の報告</p> <p>理事会は、四半期ごとの業務内容に加えて農林水産省からの重要通知など業務運営に関する事項を報告させて十分な審議のうえ、適正な業務執行に努めます。特に、今回の措置計画の進捗・改善状況とその実効性を理事会で検証していきます。</p>	<p>理事会は、事業実績・財務状況、有価証券の取得・処分等のほか業務執行状況を以下のとおり報告させるとともに、措置計画の取組状況を次のとおり審議しました。</p> <table> <thead> <tr> <th data-bbox="1096 885 1170 917">&lt;回&gt;</th> <th data-bbox="1208 885 1432 917">&lt;開催月日&gt;</th> <th data-bbox="1612 885 1859 917">&lt;審議・報告事項&gt;</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1096 925 1170 956">第1回</td> <td data-bbox="1208 925 1507 956">平成 23 年 6 月 27 日</td> <td data-bbox="1545 925 2091 1139">           6 月末の具体的な措置の取組状況            措置計画に伴う諸規則の一部改正            コンプライアンス・プログラムの策定            平成 22 年度常例検査指摘事項に係る改善進捗状況            理事会運営（年間計画等）            出先事務所建設の進捗状況         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1096 1218 1170 1250">第2回</td> <td data-bbox="1208 1218 1477 1250">同年 8 月 10 日</td> <td data-bbox="1545 1218 2091 1456">           措置命令に係る関係職員の懲戒処分            コンプライアンス・プログラムの達成状況            監査補助者の選任に係る申入れ            監査指導部の業務内容            出先事務所建設の進捗状況         </td> </tr> </tbody> </table>	<回>	<開催月日>	<審議・報告事項>	第1回	平成 23 年 6 月 27 日	6 月末の具体的な措置の取組状況 措置計画に伴う諸規則の一部改正 コンプライアンス・プログラムの策定 平成 22 年度常例検査指摘事項に係る改善進捗状況 理事会運営（年間計画等） 出先事務所建設の進捗状況	第2回	同年 8 月 10 日	措置命令に係る関係職員の懲戒処分 コンプライアンス・プログラムの達成状況 監査補助者の選任に係る申入れ 監査指導部の業務内容 出先事務所建設の進捗状況
<回>	<開催月日>	<審議・報告事項>								
第1回	平成 23 年 6 月 27 日	6 月末の具体的な措置の取組状況 措置計画に伴う諸規則の一部改正 コンプライアンス・プログラムの策定 平成 22 年度常例検査指摘事項に係る改善進捗状況 理事会運営（年間計画等） 出先事務所建設の進捗状況								
第2回	同年 8 月 10 日	措置命令に係る関係職員の懲戒処分 コンプライアンス・プログラムの達成状況 監査補助者の選任に係る申入れ 監査指導部の業務内容 出先事務所建設の進捗状況								

具体的な措置	取組状況
	<p>第3回 同年10月3日 9月末の具体的な措置の取組状況 平成24年度事業計画大綱 コンプライアンス・プログラムの達成状況 建物共済の加入基準（監理官通知）に関する文書 出先事務所建設の進捗状況</p>
	<p>第4回 同年12月27日 12月末の具体的な措置の取組状況 コンプライアンス・プログラムの達成状況 平成22年度常例検査指摘事項に係る改善進捗状況 中間監査結果（代表監事報告）</p>
	<p>第5回 平成24年3月19日 3月末の具体的な措置の取組状況 余裕金運用の基本方針 コンプライアンス・プログラムの達成状況 平成23年度常例検査の受検結果 新築出先事務所の概要等</p>
	<p>第6回 同年5月21日 平成24年度措置計画工程表 コンプライアンス・プログラムの策定 平成22年度常例検査指摘事項に係る改善進捗状況 農業共済団体に対する監督指針 決算監査結果（代表監事報告） 内部（期末）監査の結果</p>
	<p>第7回 同年6月28日 6月末の具体的な措置の取組状況 平成23年度常例検査指摘事項に対する改善状況等報告 家畜診療費等の取扱い</p>

具体的な措置	取組状況
	<p>コンプライアンス規則の一部改正 苦情等対応要領の制定 コンプライアンス・プログラムの達成状況</p> <p>第8回 同年10月3日 9月末の具体的な措置の取組状況 平成25年度事業計画大綱 基幹家畜診療所運営規則の一部改正 コンプライアンス・プログラムの達成状況 平成23年度常例検査指摘事項に係る改善進捗状況 内部（診療所）監査結果</p> <p>第9回 同年12月27日 12月末の具体的な措置の取組状況 連合会助成措置 固定資産（建物）の処分 建物共済事務取扱要領の一部改正 コンプライアンス・プログラムの達成状況 平成23年度常例検査指摘事項に係る改善進捗状況 中間監査結果（次席監事報告） 内部（中間）監査結果</p> <p>業務執行状況及び業務運営上の重要事項等は、引き続き理事会に報告させ、適正な業務執行を行っていきます。</p>
イ 不祥事件等への速やかな対処 理事会で審議が必要と判断された案件及び不祥事件については、会長理事は直ちに報告させて、必要に応じて緊急の理事会を開催し、速やかな情報の共有化と迅速	不祥事件等が発生した場合は、不祥事件対応要領に基づき、速やかにコンプライアンス統括部署（総務部）に報告させます。会長理事（コンプライアンス統括責任者）が不祥事件と判断したときは、第1報を

具体的な措置	取組状況																																																						
な問題解決に努めています。	<p>農林水産省及び理事会に報告させ、必要に応じて緊急の理事会を開催するなど迅速かつ的確に対応して事態の早期解決を図ります。</p> <p>なお、同要領の不祥事件に該当しない事案については、(2)の④のエに記載する問題解決検討会において対応させます。</p>																																																						
<p>ウ 監事会の機能強化</p> <p>監事は、理事会に準じて業務運営上の重要事項を報告させ、役員間の情報の共有化を図るとともに、内部監査室が行った内部監査結果を報告させます。監事監査においては、会計関係書類に限らず、上記の報告事項に係る文書等についても実査し、業務運営全般にわたる監視・監督を強化します。</p>	<p>監事は、理事会同様に措置計画の取組状況など役員間で情報の共有化が必要となる業務運営上の重要事項を報告させ、以下のとおり審議・確認しました。</p> <table> <thead> <tr> <th data-bbox="1096 588 1192 620">&lt;回&gt;</th> <th data-bbox="1304 588 1462 620">&lt;開催月日&gt;</th> <th data-bbox="1619 588 1866 620">&lt;審議・報告事項&gt;</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1096 628 1192 660">第1回</td> <td data-bbox="1304 628 1507 660">平成 23 年 7 月 26 日</td> <td data-bbox="1619 628 1799 660">監査補助者の選任</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1540 668 2012 699">6月末の具体的な措置の取組状況</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1540 707 2079 771">平成 22 年度常例検査指摘事項に係る改善摃状況</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1096 795 1192 826">第2回</td> <td data-bbox="1304 795 1507 826">同年 11 月 22 日</td> <td data-bbox="1619 795 2012 826">平成 23 年度事業実績・財務状況</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1540 834 2012 866">9月末の具体的な措置の取組状況</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1540 874 2079 937">平成 22 年度常例検査指摘事項に係る改善進捗状況</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1540 945 1900 977">平成 24 年度事業計画大綱</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1096 1001 1192 1033">中間監査</td> <td data-bbox="1304 1001 1507 1033">同年 11 月 22 日</td> <td data-bbox="1619 1001 1922 1033">補助監査と内部監査の結果</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1540 1041 1832 1072">会計監査・業務監査</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1096 1096 1192 1128">第3回</td> <td data-bbox="1304 1096 1507 1128">平成 24 年 5 月 14 日</td> <td data-bbox="1619 1096 2012 1128">平成 23 年度事業実績・財務状況</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1540 1136 1843 1168">平成 24 年度監査計画</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1540 1175 2012 1207">3月末の具体的な措置の取組状況</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1540 1215 2079 1279">平成 22 年度常例検査指摘事項に係る改善進捗状況</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1540 1287 2012 1318">平成 23 年度常例検査の受検結果</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1540 1326 1933 1358">平成 24 年度措置計画工程表</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1540 1366 1989 1398">農業共済団体に対する監督指針</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1096 1421 1192 1453">決算監査</td> <td data-bbox="1304 1421 1507 1453">同年 5 月 14 日</td> <td data-bbox="1619 1421 1922 1453">補助監査と内部監査の結果</td> </tr> </tbody> </table>	<回>	<開催月日>	<審議・報告事項>	第1回	平成 23 年 7 月 26 日	監査補助者の選任			6月末の具体的な措置の取組状況			平成 22 年度常例検査指摘事項に係る改善摃状況	第2回	同年 11 月 22 日	平成 23 年度事業実績・財務状況			9月末の具体的な措置の取組状況			平成 22 年度常例検査指摘事項に係る改善進捗状況			平成 24 年度事業計画大綱	中間監査	同年 11 月 22 日	補助監査と内部監査の結果			会計監査・業務監査	第3回	平成 24 年 5 月 14 日	平成 23 年度事業実績・財務状況			平成 24 年度監査計画			3月末の具体的な措置の取組状況			平成 22 年度常例検査指摘事項に係る改善進捗状況			平成 23 年度常例検査の受検結果			平成 24 年度措置計画工程表			農業共済団体に対する監督指針	決算監査	同年 5 月 14 日	補助監査と内部監査の結果
<回>	<開催月日>	<審議・報告事項>																																																					
第1回	平成 23 年 7 月 26 日	監査補助者の選任																																																					
		6月末の具体的な措置の取組状況																																																					
		平成 22 年度常例検査指摘事項に係る改善摃状況																																																					
第2回	同年 11 月 22 日	平成 23 年度事業実績・財務状況																																																					
		9月末の具体的な措置の取組状況																																																					
		平成 22 年度常例検査指摘事項に係る改善進捗状況																																																					
		平成 24 年度事業計画大綱																																																					
中間監査	同年 11 月 22 日	補助監査と内部監査の結果																																																					
		会計監査・業務監査																																																					
第3回	平成 24 年 5 月 14 日	平成 23 年度事業実績・財務状況																																																					
		平成 24 年度監査計画																																																					
		3月末の具体的な措置の取組状況																																																					
		平成 22 年度常例検査指摘事項に係る改善進捗状況																																																					
		平成 23 年度常例検査の受検結果																																																					
		平成 24 年度措置計画工程表																																																					
		農業共済団体に対する監督指針																																																					
決算監査	同年 5 月 14 日	補助監査と内部監査の結果																																																					

具体的な措置	取組状況															
<p>エ 職場倫理の高揚と法令遵守意識の確立</p> <p>専務理事が本会の出先事務所を7月から8月に定期巡回し、職員との意見交換会を通じて農業共済職員としての職場倫理の高揚を図るとともに、不祥事件未然防止等の重要性について十分に周知徹底し、法令等遵守意識の</p>	<p>会計監査・業務監査 全出先機関の本部集合監査 監事意見 同年7月4日 「平成23年度常例検査指摘事項に対する改善状況等報告」に対する意見書 第4回 同年11月9日 平成24年度事業実績・財務状況 9月末の具体的な措置の取組状況 平成23年度常例検査指摘事項に係る改善進捗状況 平成25年度事業計画大綱 中間監査 同年11月9日 補助監査と内部監査の結果 会計監査・業務監査 全出先機関の本部集合監査</p> <p>監事は、監事監査の結果報告を以下のとおり行い、適正な業務運営を指導しました。</p> <table> <thead> <tr> <th data-bbox="1185 842 1365 874">&lt;報告月日&gt;</th> <th data-bbox="1500 842 1702 874">&lt;対象会議等&gt;</th> <th data-bbox="1814 842 1994 874">&lt;報告事項&gt;</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1140 882 1432 914">平成23年12月27日</td> <td data-bbox="1477 882 1702 914">第4回理事会</td> <td data-bbox="1781 882 1994 914">中間監査報告</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1140 922 1432 953">平成24年5月21日</td> <td data-bbox="1477 922 1702 953">第6回理事会</td> <td data-bbox="1781 922 1994 953">決算監査報告</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1230 961 1432 993">同年5月31日</td> <td data-bbox="1477 961 1724 993">第6・4回通常総会</td> <td data-bbox="1781 961 2073 993">中間・決算監査報告</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1230 1001 1432 1033">同年12月27日</td> <td data-bbox="1477 1001 1702 1033">第9回理事会</td> <td data-bbox="1781 1001 1994 1033">中間監査報告</td> </tr> </tbody> </table> <p>業務運営上の重要事項等について、引き続き監事會に報告または持ち回り説明させるとともに、監事監査では、適切な重点監査項目を定めて、出先機関の書類等の提示を求めるなど確認していきます。</p>	<報告月日>	<対象会議等>	<報告事項>	平成23年12月27日	第4回理事会	中間監査報告	平成24年5月21日	第6回理事会	決算監査報告	同年5月31日	第6・4回通常総会	中間・決算監査報告	同年12月27日	第9回理事会	中間監査報告
<報告月日>	<対象会議等>	<報告事項>														
平成23年12月27日	第4回理事会	中間監査報告														
平成24年5月21日	第6回理事会	決算監査報告														
同年5月31日	第6・4回通常総会	中間・決算監査報告														
同年12月27日	第9回理事会	中間監査報告														
	<p>専務理事による出張所及び基幹家畜診療所の定期巡回については、以下のとおり実施しました。巡回当日は、コンプライアンス担当部署から措置計画の取組状況、コンプライアンス・プログラム及び内部自主検査の実施状況について説明させ、建物共済の適正引受に係る取組</p>															

具体的な措置	取組状況																												
確立に努めます。	<p>状況等の出張所報告を受けて、意見交換を行い、法令等遵守の意識徹底に努めました。</p> <table> <tr> <td data-bbox="1185 298 1365 330">〈開催月日〉</td> <td data-bbox="1522 298 1754 330">〈対象出先機関〉</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1129 345 1399 377">平成 23 年 8 月 17 日</td> <td data-bbox="1444 345 1922 377">淡路出張所、淡路基幹家畜診療所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1219 385 1399 417">同年 8 月 19 日</td> <td data-bbox="1444 385 1922 417">神戸出張所、阪神基幹家畜診療所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1219 425 1399 457">同年 8 月 23 日</td> <td data-bbox="1444 425 1922 457">但馬出張所、但馬基幹家畜診療所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1219 464 1399 496">同年 8 月 30 日</td> <td data-bbox="1444 464 1922 496">西播出張所、西播基幹家畜診療所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1219 504 1399 536">同年 8 月 31 日</td> <td data-bbox="1444 504 1922 536">播丹出張所、東播基幹家畜診療所</td> </tr> </table> <p>平成 24 年度の巡回指導については、以下のとおり実施しました。</p> <p>第 1 回目は、専務理事が農業共済職員としての倫理意識の高揚とコンプライアンス意識の徹底を指導した後、コンプライアンス担当部署から出先事務所巡回指導資料に基づき、措置計画と常例検査指摘事項に対する取組状況及び（2）の①のイに記載するコンプライアンス・マニュアル（平成 24 年度改訂版）の見直し点を説明し、建物共済の適正引受及び家畜診療費等の口座振替推進などに係る意見交換を行いました。</p> <table> <tr> <td data-bbox="1185 925 1365 956">〈開催月日〉</td> <td data-bbox="1522 925 1754 956">〈対象出先機関〉</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1129 964 1399 996">平成 24 年 8 月 13 日</td> <td data-bbox="1444 964 1922 996">西播出張所、西播基幹家畜診療所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1219 1004 1399 1036">同年 8 月 21 日</td> <td data-bbox="1444 1004 1922 1036">神戸出張所、阪神基幹家畜診療所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1219 1044 1399 1075">同年 8 月 22 日</td> <td data-bbox="1444 1044 1922 1075">但馬出張所、但馬基幹家畜診療所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1219 1083 1399 1115">同年 8 月 24 日</td> <td data-bbox="1444 1083 1922 1115">淡路出張所、淡路基幹家畜診療所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1219 1123 1399 1155">同年 8 月 28 日</td> <td data-bbox="1444 1123 1922 1155">播丹出張所、東播基幹家畜診療所</td> </tr> </table> <p>第 2 回目は、出先事務所巡回指導資料に基づき、措置計画と常例検査指摘事項に対する取組状況、内部自主検査の実施状況を確認し、第 1 回目の巡回指導における指導・協議事項の改善状況を検証して引き続き適正運営に努めるよう指導しました。</p> <table> <tr> <td data-bbox="1185 1385 1365 1417">〈開催月日〉</td> <td data-bbox="1522 1385 1709 1417">〈対象出先機関〉</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1129 1425 1399 1456">平成 24 年 12 月 11 日</td> <td data-bbox="1444 1425 1938 1456">但馬出張所、但馬基幹家畜診療所</td> </tr> </table>	〈開催月日〉	〈対象出先機関〉	平成 23 年 8 月 17 日	淡路出張所、淡路基幹家畜診療所	同年 8 月 19 日	神戸出張所、阪神基幹家畜診療所	同年 8 月 23 日	但馬出張所、但馬基幹家畜診療所	同年 8 月 30 日	西播出張所、西播基幹家畜診療所	同年 8 月 31 日	播丹出張所、東播基幹家畜診療所	〈開催月日〉	〈対象出先機関〉	平成 24 年 8 月 13 日	西播出張所、西播基幹家畜診療所	同年 8 月 21 日	神戸出張所、阪神基幹家畜診療所	同年 8 月 22 日	但馬出張所、但馬基幹家畜診療所	同年 8 月 24 日	淡路出張所、淡路基幹家畜診療所	同年 8 月 28 日	播丹出張所、東播基幹家畜診療所	〈開催月日〉	〈対象出先機関〉	平成 24 年 12 月 11 日	但馬出張所、但馬基幹家畜診療所
〈開催月日〉	〈対象出先機関〉																												
平成 23 年 8 月 17 日	淡路出張所、淡路基幹家畜診療所																												
同年 8 月 19 日	神戸出張所、阪神基幹家畜診療所																												
同年 8 月 23 日	但馬出張所、但馬基幹家畜診療所																												
同年 8 月 30 日	西播出張所、西播基幹家畜診療所																												
同年 8 月 31 日	播丹出張所、東播基幹家畜診療所																												
〈開催月日〉	〈対象出先機関〉																												
平成 24 年 8 月 13 日	西播出張所、西播基幹家畜診療所																												
同年 8 月 21 日	神戸出張所、阪神基幹家畜診療所																												
同年 8 月 22 日	但馬出張所、但馬基幹家畜診療所																												
同年 8 月 24 日	淡路出張所、淡路基幹家畜診療所																												
同年 8 月 28 日	播丹出張所、東播基幹家畜診療所																												
〈開催月日〉	〈対象出先機関〉																												
平成 24 年 12 月 11 日	但馬出張所、但馬基幹家畜診療所																												

具体的な措置	取組状況								
	<p>同年 12 月 14 日 神戸出張所、阪神基幹家畜診療所 淡路出張所、淡路基幹家畜診療所</p> <p>同年 12 月 17 日 播丹出張所、東播基幹家畜診療所 西播出張所、西播基幹家畜診療所</p> <p>専務理事が出先機関を指導する場を設け、引き続き法令等遵守の意識徹底と職場倫理の高揚に努めていきます。</p>								
<b>(3) 内部監査・監事監査の機能強化等法令等遵守のための内部牽制機能の強化</b>									
<p>ア 内部監査室による内部監査の強化</p> <p>内部監査室は、内部監査計画に基づき、本部各部署及び各出先機関を対象に、最低年3回（決算監査4月、診療所監査6月、中間監査10月）の内部監査を実施し、監事監査と連携して内部牽制機能を強化します。</p> <p>内部監査に係る実施要領等関係規程を平成23年6月中に整備し、内部監査で発見・指摘された改善すべき事項を正確に反映した内部監査報告書を遅滞なく作成し、会長理事及び監事に報告するとともに、指摘事項のあつた部署に対してその改善計画の作成を求め、その取組み状況を監視します。</p> <p>なお、内部監査の結果、不祥事件とみられる案件は、速やかにコンプライアンス担当部署へ報告するとともに、必要に応じて監事会での審議と監査を実施します。</p>	<p>内部監査については、(1) の①のアに記載する監査指導部が、各部課、出張所、家畜診療所を対象に年3回（期末監査4月、診療所監査6月、中間監査10月）の内部監査及び指導監督を平成23年7月1日から行うよう内部監査実施要領を定めました。</p> <p>また、内部監査において発見した不祥事については、速やかにコンプライアンス統括部署に報告し、それ以降の対応は不祥事件対応要領に一元化するよう平成24年2月20日に内部監査実施要領を一部改正しました。</p> <p>平成23年度内部監査の実施にあたって、同年7月20日に「内部監査等の基本方針」を策定し、内部監査等の基本的な考え方を全職員に周知しました。</p> <p>中間監査（基準日：平成23年9月30日）については、内部監査計画書を会長理事に提出して同年9月8日（出先機関対象）、16日（本部対象）に承認を得た後、監査指導部4名及び監査補助者5名により、全部署を対象として以下のとおり延べ13日間実施しました。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">〈実地監査月日〉</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">〈被監査部署〉</td> </tr> <tr> <td>平成23年10月4日</td> <td>八多、丹波診療所（備品調査）</td> </tr> <tr> <td>同年10月5日</td> <td>農産建物部建物課</td> </tr> <tr> <td>同年10月12日</td> <td>但馬出張所、但馬基幹家畜診療所</td> </tr> </table>	〈実地監査月日〉	〈被監査部署〉	平成23年10月4日	八多、丹波診療所（備品調査）	同年10月5日	農産建物部建物課	同年10月12日	但馬出張所、但馬基幹家畜診療所
〈実地監査月日〉	〈被監査部署〉								
平成23年10月4日	八多、丹波診療所（備品調査）								
同年10月5日	農産建物部建物課								
同年10月12日	但馬出張所、但馬基幹家畜診療所								

具体的な措置	取組状況
	<p>同年 10 月 13 日 神戸出張所（備品調査）      同年 10 月 18 日 播丹出張所、東播基幹家畜診療所      同年 10 月 20 日 神戸出張所、阪神基幹家畜診療所      家畜部臨床研修課      同年 10 月 24 日 但馬出張所（備品調査）      同年 10 月 25 日 淡路出張所、淡路基幹家畜診療所      同年 10 月 27 日 農産建物部農産課      同年 10 月 28 日 西播出張所、西播基幹家畜診療所      同年 10 月 31 日 企画普及部、総務部総務課      同年 11 月 1 日 家畜部家畜課      同年 11 月 10 日 総務部経理課</p> <p>実地監査にあたっては、部署ごとの「内部監査チェックリスト（監査指導部用）」に基づき、事業計画の事業・業務遂行状況並びに法令等遵守状況を重点的に確認しました。</p> <p>監査結果は、内部監査報告書にまとめて同年 11 月 15 日に会長理事に提出するとともに、同年 11 月 22 日の監事（中間）監査において報告しました。被監査部署に対しては、同年 11 月 18 日に改善整備すべき事項を通知し、改善計画書を受理した後、同年 12 月 14 日に改善報告書の定期報告を指示しました。</p> <p>さらに、同年 12 月 22 日の第 3 回所長会において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 常例検査指摘事項の着実な実践（引受率の向上と保険金等の早期支払い）</li> <li>② 諸規則等に基づく事務・経理処理の徹底</li> </ul> <p>など内部監査指摘事項を再確認し、本部の担当部署には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 引受目標の本部設定値と出張所設定値の整合性</li> <li>② 部署間で対応の異なる事務処理等の標準化</li> </ul> <p>などについて検討指導を求めました。指摘事項のうち、（2）の④のウに記載する決裁文書への根拠法令の明記等については、総務部が同所長会において再指導したほか、それ以外の指摘事項は、担当部署がそれぞれの所管会議等において指導しています。</p>

具体的な措置	取組状況
	<p>期末監査（基準日：平成 24 年 3 月 31 日）については、内部監査計画書を会長理事に提出して同年 3 月 29 日に承認を得た後、監査指導部 4 名及び監査補助者 1 名により、全部署を対象として以下のとおり延べ 4 日間実施しました。</p> <p>〈実地監査月日〉 〈被監査部署〉</p> <p>平成 24 年 4 月 10 日 企画普及部、家畜部</p> <p>同年 4 月 13 日 神戸出張所、農産建物部</p> <p>同年 4 月 18 日 神戸を除く 4 出張所、5 基幹家畜診療所・3 出先診療所（集合審査）</p> <p>同年 4 月 20 日 総務部</p> <p>実地監査にあたっては、内部監査チェックリストに基づき、平成 23 年度決算に係る出先機関の予算執行と診療費の調定・徴収状況、任意共済引受適正化、内部（中間）監査指摘事項の改善状況等を重点的に確認しました。</p> <p>監査結果は、内部監査報告書にまとめて平成 24 年 4 月 24 日に会長理事に提出するとともに、同年 5 月 14 日の監事（決算）監査及び同年 5 月 21 日の第 6 回理事会において報告しました。被監査部署に対しては、同年 4 月 26 日に改善報告書（同年 9 月末現在）を提出するよう通知しました。</p> <p>平成 24 年度内部監査の実施にあたっては、農林水産省の指導事項及び内部監査の実施結果等を踏まえて内部監査チェックリストを一部見直し、同年 5 月 29 日に「内部監査等の基本方針」（平成 24 年度版）を所属長に通知しました。</p> <p>診療所監査（基準日：同年 5 月 31 日）については、内部監査計画書を会長理事に提出して同年 5 月 17 日に承認を得た後、監査指導部 4 名及び監査補助者 3 名により、全診療所を対象として以下のとおり延べ 8 日間実施しました。</p>

具体的な措置	取組状況																
	<p>〈実地監査月日〉      〈被監査部署〉</p> <p>平成 24 年 6 月 21 日 阪神基幹家畜診療所            同年 6 月 29 日 但馬基幹家畜診療所            同年 7 月 3 日 丹波診療所            同年 7 月 10 日 三原診療所            同年 7 月 12 日 淡路基幹家畜診療所            同年 7 月 19 日 東播基幹家畜診療所            同年 7 月 24 日 八多診療所            同年 7 月 26 日 西播基幹家畜診療所</p> <p>実地監査にあたっては、基幹家畜診療所運営規則に基づく診療業務等を重点的に確認しました。</p> <p>監査結果は、内部監査報告書にまとめて同年 8 月 2 日に会長理事に提出するとともに、同年 10 月 3 日の第 8 回理事会及び同年 11 月 9 日の監事（中間）監査において報告しました。被監査部署に対しては、同年 8 月 7 日に改善整備すべき事項を通知し、改善計画書を受理した後、同年 9 月 6 日に改善報告書（同年 9 月末現在）を提出するよう指示しました。</p> <p>中間監査（基準日：平成 24 年 9 月 30 日）については、同年 9 月 10 日に会長承認を得た内部監査計画書に基づき、監査指導部 4 名と監査補助者 3 名により、本部及び出先機関の全部署を対象として以下のとおり延べ 11 日間実施しました。</p> <table> <thead> <tr> <th data-bbox="1140 1139 1410 1171">〈実地監査月日〉</th> <th data-bbox="1522 1139 1724 1171">〈被監査部署〉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1140 1179 1410 1210">平成 24 年 10 月 2 日</td> <td data-bbox="1522 1179 1724 1210">農産建物部建物課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1140 1218 1410 1250">同年 10 月 5 日</td> <td data-bbox="1522 1218 1904 1250">八多、丹波診療所（備品調査）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1140 1258 1410 1290">同年 10 月 11 日</td> <td data-bbox="1522 1258 1949 1290">但馬出張所、但馬基幹家畜診療所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1140 1298 1410 1329">同年 10 月 12 日</td> <td data-bbox="1522 1298 1949 1329">播丹出張所、東播基幹家畜診療所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1140 1337 1410 1369">同年 10 月 15 日</td> <td data-bbox="1522 1337 1904 1369">企画普及部、農産建物部農産課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1140 1377 1410 1409">同年 10 月 16 日</td> <td data-bbox="1522 1377 1949 1409">淡路出張所、淡路基幹家畜診療所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1140 1417 1410 1448">同年 10 月 18 日</td> <td data-bbox="1522 1417 1590 1448">総務部</td> </tr> </tbody> </table>	〈実地監査月日〉	〈被監査部署〉	平成 24 年 10 月 2 日	農産建物部建物課	同年 10 月 5 日	八多、丹波診療所（備品調査）	同年 10 月 11 日	但馬出張所、但馬基幹家畜診療所	同年 10 月 12 日	播丹出張所、東播基幹家畜診療所	同年 10 月 15 日	企画普及部、農産建物部農産課	同年 10 月 16 日	淡路出張所、淡路基幹家畜診療所	同年 10 月 18 日	総務部
〈実地監査月日〉	〈被監査部署〉																
平成 24 年 10 月 2 日	農産建物部建物課																
同年 10 月 5 日	八多、丹波診療所（備品調査）																
同年 10 月 11 日	但馬出張所、但馬基幹家畜診療所																
同年 10 月 12 日	播丹出張所、東播基幹家畜診療所																
同年 10 月 15 日	企画普及部、農産建物部農産課																
同年 10 月 16 日	淡路出張所、淡路基幹家畜診療所																
同年 10 月 18 日	総務部																

具体的な措置	取組状況
	<p>同年 10 月 19 日 西播出張所、西播基幹家畜診療所      同年 10 月 22 日 神戸出張所      同年 10 月 23 日 家畜部家畜課      同年 10 月 24 日 阪神基幹家畜診療所、家畜部臨床研修課</p> <p>実地監査にあたっては、内部監査チェックリストに基づき、事業計画及び措置計画並びに常例検査指摘事項の取組状況、国の監督指針に基づく業務・事業の遂行状況、法令等遵守状況、任意共済引受適正化等を重点的に確認しました。また、各部署から提出のあった「中間監査にかかる改善報告書（平成 24 年 9 月末現在）」及び「診療所監査にかかる改善報告書（同上）」により、改善状況を検証しました。</p> <p>監査結果は、内部監査報告書にまとめて同年 11 月 5 日に会長理事に提出するとともに、同年 11 月 9 日の監事（中間）監査及び同年 12 月 27 日の第 9 回理事会において報告しました。被監査部署に対しては、同年 11 月 7 日に改善整備すべき事項を通知し、改善計画書を受理した後、同年 12 月 7 日に改善報告書（平成 25 年 3 月末現在）を平成 25 年 4 月 5 日までに提出するよう指示しており、その改善状況は期末監査で確認します。</p> <p>なお、内部（中間）監査における改善整備すべき事項のうち「重要通知文書等の管理」については、国の監督指針に明示されている重要通知等を PDF ファイル化して内部ネットワークに掲示し、全部署から閲覧できるように準備しています。</p> <p>今年度の内部監査の実施結果及び新たに定めた内規等を踏まえて、コンプライアンス項目の追加及び監査項目の具体化など内部監査チェックリストの見直しを同年 12 月 10 日に行い、次回の内部監査から使用することとしています。</p> <p>監査指導部による内部監査は、引き続き年間計画どおり実施し、内部牽制機能を強化していきます。</p>

具体的な措置	取組状況
<p>イ 補助監査の導入</p> <p>理事の業務執行状況を監視し、牽制機能を強化するために、公認会計士等の学識経験者による会計部門の補助監査を平成 23 年度中間監査から実施し、監事監査機能の補完・充実強化を図ります。</p>	<p>補助監査の導入については、平成 23 年 7 月 26 日の第 1 回監事会において、2 名の公認会計士を監査補助者として選任し、同年 8 月 10 日の第 2 回理事会において承認され、同年 8 月 31 日に業務委託契約を締結しました。</p> <p>中間監査に係る補助監査は、監査基準日（平成 23 年 9 月 30 日）現在の財産状況等を中心に同年 11 月 9, 11 日の 2 日間実施し、同年 11 月 22 日の監事（中間）監査において監査補助者からその結果報告を受けました。</p> <p>決算監査に係る補助監査は、平成 24 年度決算状況等について平成 24 年 5 月 7, 9, 11 日の 3 日間実施し、同年 5 月 14 日の監事（決算）監査において結果報告を受けました。</p> <p>中間監査に係る補助監査は、上半期の財産状況等を中心に同年 11 月 5, 7 日の 2 日間実施し、同年 11 月 9 日の監事（中間）監査において結果報告を受けましたが、特に意見はありませんでした。</p> <p>公認会計士による補助監査は、引き続き上記のとおり行います。</p>
<p>ウ 監事会の監督強化</p> <p>監事會は、監査計画に基づき、5 月に決算監査、11 月に中間監査を実施し、内部監査室の監査結果を踏まえて理事の業務執行状況を監督していきます。上記定時監査においては、会計関係書類に限らず、重要事項に係る文書等についても実査し、業務運営全般にわたる監督を強化します。</p>	<p>平成 23 年度の監事監査計画については、平成 23 年 7 月 26 日の第 1 回監事会において、同年 11 月に中間監査、平成 24 年 5 月に決算監査を行うことを審議決定しました。</p> <p>平成 23 年 11 月 22 日の中間監査においては、監査補助者と監査指導部から補助監査と内部監査の結果を報告させ、会計監査及び業務監査を行いました。</p> <p>平成 24 年 5 月 14 日の決算監査においては、補助監査と内部監査の結果を報告させ、会計監査及び業務監査を行いました。</p> <p>平成 24 年度の監事監査計画については、同年 5 月 14 日の第 3 回監事会において、同年 11 月に中間監査、平成 25 年 5 月に決算監査を行</p>

具体的な措置	取組状況
	<p>うことを審議決定しました。</p> <p>平成 24 年 11 月 9 日の中間監査においては、監査補助者と監査指導部から補助監査と内部監査の結果を報告させ、会計監査及び業務監査を行いました。</p> <p>今年度の決算監査についても上記のとおり行い、引き続き業務運営全般にわたる監督を強化していきます。</p>
<b>(4) 役職員の法令等遵守意識の向上</b>	
ア コンプライアンス研修の強化  コンプライアンス意識の徹底を重点とした研修計画の見直しを平成 23 年 6 月に行い、平成 23 年度の年間計画を策定します。全職員を対象とした職員研修会を同年 6 月に開催し、措置計画の具体的な内容と今後の取組姿勢を周知徹底するとともに、同年 7 月の管理者研修会、監督者研修会、年間通しての階層別及びグループ別研修会のそれぞれに対し、コンプライアンス研修を実施して法令等遵守の意識改革を全職員で取り組みます。また、事業運営に不可欠な根拠法令等の確認の場としてグループ研修を活用します。	<p>コンプライアンス研修の強化については、連合会の職員研修の基本方針を定める N O S A I 兵庫研修大綱にコンプライアンスの取り組みを明記するとともに研修計画にコンプライアンス研修を追加する見直しを行い、平成 23 年度の年間計画を同年 6 月 23 日に策定しました。</p> <p>同年 6 月 18 日には、緊急の職員全体研修会を開催し、休日診療対応職員等を除く 92 名を集め、措置計画の内容の周知徹底と職員の意思統一を図りました。</p> <p>同年 6 月 8, 10, 15, 20, 27 日のグループ研修会（獣医師職・5 グループ）において、家畜部長から法令等に基づいた業務執行について指導しました。</p> <p>同年 6 月 13 日のグループ研修会（総合職・5 グループ）の幹事会において、今年度の研修テーマを法令等根拠に基づく業務対応力の強化とすることに決定し、同年 8 月 16、24 日、同年 9 月 13、28、29 日のグループ研修（総合職）において、コンプライアンス統括部署（総務課長）から不祥事対応の指導と措置計画の取組状況の確認を行いました。</p> <p>同年 7 月 28 日の課長・次長を対象としたコンプライアンス推進者研修会（監督者研修会）、同年 7 月 29 日の部所長・副所長を対象としたコンプライアンス管理者研修会（経営課題研修会）において、外部講師を招いて民間企業や N O S A I 団体の不祥事事例を題材として</p>

具体的な措置	取組状況
	<p>NOSA I コンプライアンスを確認しました。</p> <p>平成 24 年 3 月 10 日の職員全体研修会において、平成 23 年度常例検査の受検結果を踏まえた措置計画の取組みの周知徹底と平成 24 年度の取組みに向けての職員の意思統一を図りました。</p> <p>平成 24 年度のコンプライアンス研修については、同年 5 月 15 日に策定した研修大綱において、階層別研修の研修目標を「コンプライアンス意識の徹底・定着」と定めました。</p> <p>グループ研修会（獣医師職・5 グループ）において、家畜部長が、同年 5 月 21, 22, 29 日、6 月 6, 13 日に基幹家畜診療所運営規則等に基づく診療所業務について指導しました。また、若手獣医師の 3 グループに対して、家畜部長が、同年 11 月 8, 13, 14 日に家畜共済の全国不祥事例と国の指導を踏まえ、獣医師の職業倫理について指導し、さらに、農林水産省主催家畜共済研修会におけるテスト問題を行い、家畜共済制度の周知徹底を図りました。</p> <p>管理職階層（部所長、副所長、課長・次長）については、10 月 26 日に農林水産省から講師を招き、「NOSA I 団体に求められる社会的責任」をテーマに研修会を開催しました。また、一般階層（主幹、主査、主任他）については、3 班に分けて 12 月 18, 19, 20 日に外部講師を招いて「農家からも社会からも信頼される NOSA I を目指して」をテーマに研修会を開催しました。</p> <p>一方、コンプライアンス統括部署によるコンプライアンス研修として、(2) の②のエに記載する専務理事の出先事務所巡回指導にあわせて、本部事務所においては、同年 8 月 20 日に総務部長から当該巡回指導資料に基づき、コンプライアンス意識の徹底を指導しました。</p> <p>コンプライアンス研修は、引き続き全職員がコンプライアンス意識の高揚を図れるよう強化していきます。</p>
イ 「NOSA I 兵庫エシックスカード」の配布	

具体的な措置	取組状況
<p>全職員に携帯用の「N O S A I 兵庫エシックスカード」を平成 23 年 7 月に配布し、法令遵守のみならず社会的規範に背かない行動を確認しながら、日常業務に取り組みます。</p>	<p>「N O S A I 兵庫エシックスカード」については、農業共済綱領と行動規範を掲載しており、平成 23 年 6 月 30 日に全職員に配布し、常時携帯の義務付けと倫理的行動を指導しました。</p> <p>また、行動規範を一部見直し、平成 24 年 8 月 30 日に全職員に再配布しました。</p> <p>職員は、引き続きこのカードを常時携帯して日常業務におけるコンプライアンスの意識付けを強化し、良識ある行動を心掛け、誠実かつ公正に業務を遂行していきます。</p>
<p>ウ 決裁文書への根拠法令の明記</p> <p>前例や慣行を踏襲しない厳正な事務処理を徹底するため、平成 23 年 6 月から、決裁文書にはその根拠法令を明記して稟議することとし、担当者は日常業務の中で法令根拠の自主点検を基本的なルールとして管理職と相互確認を行い、内部牽制機能を強化します。</p>	<p>決裁文書への根拠法令の明記については、平成 23 年 6 月 1 日に通知し、前例や慣行を踏襲しない厳正な事務処理を徹底しています。</p> <p>さらに、(2) の③のアに記載したとおり、同年 12 月 22 日の第 3 回連合会所長会において、総務部から根拠法令のみならず、実施根拠も含めて明記し、日常業務の自主点検に努めるよう再指導しました。</p> <p>部署ごとの実施状況については、監査指導部が平成 24 年度内部（期末・診療所・中間）監査において確認し、コンプライアンス業務姿勢の動機付けとその実践行動として継続するよう指導しました。</p> <p>また、毎月の業務内容を自主点検する内部自主検査において、チェックリストのチェック項目の内容を具体化するよう平成 24 年 12 月 20 日に見直しを行いました。新しいチェックリストは、平成 25 年 1 月から使用することとし、全部署において毎月内部点検を行い、改善事項があった場合は、改善報告書をコンプライアンス統括部署に提出して、日常業務の部署内チェックに努めていきます。</p> <p>職員は、引き続き法令等遵守の業務姿勢を徹底するとともに、内部監査における取組状況の確認を通じて、内部牽制機能の強化に努めていきます。</p>
<p>エ 問題解決検討会の開催</p> <p>万一不祥事件が発生した場合は、不祥事件対応要領に</p>	<p>不祥事件対応要領で定める不祥事件に該当しない事案については、</p>

具体的な措置	取組状況
<p>基づき、適切な対応に努めますが、同要領で定められた不祥事件には該当しない業務上の問題が発生したときは、概ね1か月に1回開催している参事・部長会を問題解決検討会に切り替えて、その対応を協議し、速やかな問題の解決に努めます。</p>	<p>定例の連合会部長会（参事・部長）を問題解決検討会に切り替えて問題解決を図るよう平成23年6月13日に問題解決検討会設置要領を定めました。</p> <p>さらに、平成24年2月20日に内部監査実施要領及び常例検査対応要領における不祥事対応の一部改正に伴い、コンプライアンス副統括責任者（参事）が同検討会を招集するよう当該設置要領を一部改正し、コンプライアンス実践体制の補完整備を図りました。</p> <p>問題解決検討会は、不祥事件に該当しない事案が発生した場合には上記のとおり対応し、問題の早期解決と再発防止に努めていきます。</p>
<p>オ トラブル処理体制の整備</p> <p>(ア) 内部通報システムの整備</p> <p>公益通報の処理に関する規則に基づき、職員からの通報・相談窓口として不正行為等の早期発見と是正に努めていますが、現在のパソコンメールに、平成23年6月1日から携帯メールなどの通報手段を追加し、システムを効果的に機能させることで職場内の自浄作用を高めます。さらに、同年7月からのコンプライアンス研修を通じて内部通報制度の意義及び通報方法等について再度理解を深めています。</p> <p>(イ) お問い合わせ窓口の整備</p> <p>平成23年2月に建物共済の加入者からの問合せや苦情等に対応するために設置している対応窓口を同年7月から常設して、事業全般にわたるお問い合わせ窓口として説明義務を果たしていきます。</p>	<p>(ア) 内部通報システムの整備については、従来の電話、電子メール、FAX、書面、面会の通報手段に、平成23年6月1日からインターネットメールと携帯メールを追加しました。</p> <p>職員には、同年5月25日に通知するとともに（2）の④のアに記載するコンプライアンス研修において周知し、コンプライアンスに関する疑問等を報告・相談できるようにしていきます。</p> <p>(イ) お問い合わせ窓口の整備については、（2）の⑤のアに掲げる建物共済の更改不可通知専用相談窓口として平成23年7月22日にフリーダイヤルを設置しました。常時待機した職員が加入者からの問合せに対応し、平成24年4月からは建物課で対応しています。</p> <p>その問合せ状況と照会内容は、以下のとおり専務理事に報告しました。ただし、同年3月末現在報告は、出張所における平成23年度の照会件数を含めています。</p> <p style="text-align: center;">〈基準日〉                  〈報告月日〉                  〈累積件数〉 平成23年12月末現在    平成24年1月12日    実648件(延698件)</p>

具体的な措置	取組状況																											
<p>力 適切な人事管理の徹底</p>	<p>平成 24 年 1 月末現在 同年 2 月 3 日 697 件( 754 件)      同年 2 月末現在 同年 3 月 7 日 763 件( 829 件)      同年 3 月末現在 同年 4 月 12 日 2,049 件( 2,346 件)</p> <p>平成 24 年 4 月以降は、事業ごとのお問い合わせ窓口の電話番号をホームページに掲示して、事業全般にわたるお問い合わせに対応するとともに、お問い合わせ管理システムを作成し、同年 5 月からその照会内容を今後の業務運営に活用するために本会の共有情報として蓄積しています。</p> <p>その照会状況は、企画普及部が全部署の対応記録を月次報告書にまとめて、以下のとおり専務理事、参事、総務部及び監査指導部に定期報告しました。</p> <table> <thead> <tr> <th data-bbox="1123 710 1347 742">&lt;基準日&gt;</th> <th data-bbox="1459 710 1684 742">&lt;報告月日&gt;</th> <th data-bbox="1841 710 1976 742">&lt;件数&gt;</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1123 750 1347 782">平成 24 年 4 月末現在</td> <td data-bbox="1459 750 1684 782">平成 24 年 5 月 9 日</td> <td data-bbox="1841 750 2066 782">12 件(累計 12 件)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1190 793 1414 825">同年 5 月末現在</td> <td data-bbox="1527 793 1751 825">同年 6 月 5 日</td> <td data-bbox="1909 793 2133 825">13 件( 25 件)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1190 836 1414 868">同年 6 月末現在</td> <td data-bbox="1527 836 1751 868">同年 7 月 5 日</td> <td data-bbox="1909 836 2133 868">9 件( 34 件)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1190 879 1414 910">同年 7 月末現在</td> <td data-bbox="1527 879 1751 910">同年 8 月 9 日</td> <td data-bbox="1909 879 2133 910">20 件( 54 件)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1190 922 1414 953">同年 8 月末現在</td> <td data-bbox="1527 922 1751 953">同年 9 月 10 日</td> <td data-bbox="1909 922 2133 953">8 件( 62 件)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1190 964 1414 996">同年 9 月末現在</td> <td data-bbox="1527 964 1751 996">同年 10 月 9 日</td> <td data-bbox="1909 964 2133 996">18 件( 80 件)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1190 1007 1414 1039">同年 10 月末現在</td> <td data-bbox="1527 1007 1751 1039">同年 11 月 9 日</td> <td data-bbox="1909 1007 2133 1039">6 件( 86 件)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1190 1050 1414 1082">同年 11 月末現在</td> <td data-bbox="1527 1050 1751 1082">同年 12 月 10 日</td> <td data-bbox="1909 1050 2133 1082">3 件( 89 件)</td> </tr> </tbody> </table> <p>同年 12 月末の照会状況は、平成 25 年 1 月 10 日までに報告します。</p> <p>なお、平成 24 年 6 月 28 日の第 7 回理事会において定めた苦情等対応要領に規定する苦情等を上記のお問い合わせ窓口で受けた場合は、苦情等対応責任者（各部所長）が当要領に基づき誠実に対応し、円滑な事業運営に努めています。</p>	<基準日>	<報告月日>	<件数>	平成 24 年 4 月末現在	平成 24 年 5 月 9 日	12 件(累計 12 件)	同年 5 月末現在	同年 6 月 5 日	13 件( 25 件)	同年 6 月末現在	同年 7 月 5 日	9 件( 34 件)	同年 7 月末現在	同年 8 月 9 日	20 件( 54 件)	同年 8 月末現在	同年 9 月 10 日	8 件( 62 件)	同年 9 月末現在	同年 10 月 9 日	18 件( 80 件)	同年 10 月末現在	同年 11 月 9 日	6 件( 86 件)	同年 11 月末現在	同年 12 月 10 日	3 件( 89 件)
<基準日>	<報告月日>	<件数>																										
平成 24 年 4 月末現在	平成 24 年 5 月 9 日	12 件(累計 12 件)																										
同年 5 月末現在	同年 6 月 5 日	13 件( 25 件)																										
同年 6 月末現在	同年 7 月 5 日	9 件( 34 件)																										
同年 7 月末現在	同年 8 月 9 日	20 件( 54 件)																										
同年 8 月末現在	同年 9 月 10 日	8 件( 62 件)																										
同年 9 月末現在	同年 10 月 9 日	18 件( 80 件)																										
同年 10 月末現在	同年 11 月 9 日	6 件( 86 件)																										
同年 11 月末現在	同年 12 月 10 日	3 件( 89 件)																										

具体的な措置	取組状況
<p>職員の勤務に関する意向調査などを踏まえて、原則として3～5年周期の定期的な人事異動を実施し、適正な業務運営に努めます。また、平成23年11月に勤務評定にコンプライアンスに関する項目を追加する要綱改定を行い、職員のコンプライアンス意識の向上と内部牽制機能の強化に努めます。</p>	<p>本会が定める勤務成績評定要綱の改定については、コンプライアンスに関する項目を追加し、職員のコンプライアンス意識の向上と内部牽制機能を強化するよう、平成23年10月31日に通知するとともに、同年12月22日の第3回連合会所長会において周知しました。</p> <p>平成24年4月の定期人事異動については、全職員から提出のあつた勤務に関する意向調査と自己評価、直属上司の勤務評定の報告書を踏まえて、同年4月1日に発令しました。</p> <p>平成25年4月の定期人事異動に係る勤務評定及び意向調査については、平成24年12月20日に通知し、同年12月21日の第3回連合会所長会において周知しました。</p> <p>人事管理は、引き続き上記のとおり適切に対応していきます。</p>
<b>(5) 建物共済事業の法令違反に係る原因の究明と審査体制の強化等再発防止策の策定・実践</b>	
<p>ア 無資格者に対する更改不可通知</p> <p>既存加入者のうち無資格者に対し、平成23年2月に実施した加入資格調査の結果を基に、同年4月引受分から更改時期に合わせて、引受月ごとに更改案内の不可通知を連合会から順次送付しています。なお、次回以降の定期報告で、無資格者に対する更改案内不可の通知状況を報告します。</p>	<p>加入資格要件の確認ができない加入者に対する更改不可通知については、平成23年2月に実施した加入資格調査の結果等に基づき実施することとし、同年4、5月引受の加入者612件に対しては、更改時期が迫っていたことから、同年3月から4月にかけて電話又は訪問の方法で契約を更改することができないこととその理由を説明しました。</p> <p>同年6月引受以降の加入者については、更改不可通知の準備ができたものから順次送付し、同年12月末までに44,812件に通知しました。</p> <p>併せて、推進員による更改不可の戸別説明を県下25協議会のうち11協議会において実施しました。その他の協議会においては、平成24年1月から3月に共済責任期間が満了する加入者に最終確認はがきを連合会から責任期間満了日までに15,670件順次発送しました。</p> <p>さらに、加入者からの問合せに対しては、協議会及び連合会の本部と出張所で対応しており、平成23年7月からは、連合会本部がフリーダイヤルによる相談・問合せを受け付け、現地説明が必要な場合は、協議会と出張所が対応しています。</p> <p>また、建物共済の一斉推進に備え、農業共済新聞兵庫版8月2週号</p>

具体的な措置	取組状況
<p>イ 加入審査・加入承諾責任の所在の明確化 加入申込書に記載する提出先を平成 23 年 4 月引受分から本会に変更し、建物共済事業の実施者を加入者に周知するとともに、審査・承諾の責任の所在を明確にします。</p> <p>また、連合会が行う承諾行為を明確にした口座振替通知書及び掛金納入通知書兼加入承諾書へ同年 6 月中に様式変更を行います。</p>	<p>に更改不可通知に係る記事を掲載するとともに、平成 23 年 10 月 12 日、同記事をホームページに転載し、加入者に理解を求めました。</p>
<p>ウ 平成 23 年 7 月までの加入申込者に対する審査 同年 7 月加入までの加入申込者については、同年 2 月に実施した加入資格調査の結果を基に営農状況を把握し、営農状況の未確認者及び調査書の未提出者については、営農状況申告書を別途取りつけ、本会出張所が加入承諾をする前に審査を行います。</p>	<p>加入申込書の提出先については、平成 23 年 3 月に本会に表示変更した様式を使用して建物共済事業の実施者を加入者に周知しています。 口座振替通知書及び掛金納入通知書兼加入承諾書については、同年 6 月に元受の本会名を追記、さらに平成 24 年 6 月には会長理事名及び会長印を追加する様式変更を行い、本会の審査・承諾行為を明確にしました。</p>
<p>エ 平成 23 年 8 月以降の加入申込者に対する審査 同年 6 月中に加入申込書に営農状況申告欄を追加する様式変更を行い、同年 8 月以降の加入申込者の営農状況を把握し、引き続き、本会出張所が加入承諾をする前に審査を行います。</p>	<p>平成 23 年 7 月加入分までの加入申込者に対する審査については、同年 2 月に実施した加入資格調査の結果を基に営農状況を把握し、営農状況の未確認者及び調査書の未提出者については、営農状況申告書等を別途取りつけ、本会出張所が審査・承諾を行いました。</p>
	<p>平成 23 年 6 月 1 日施行の決裁権限規程の見直しにおいて、加入承諾の専決者は主管部長並びに出張所長とし、適時、審査・承諾できる体制を整備しました。 同年 8 月以降の加入申込者に対する審査については、営農状況申告欄を追加した加入申込書を使用して営農状況を把握しました。 平成 24 年 4 月引受分からは、パンフレットと一体になった新様式の加入申込書を使用して営農状況を確認しています。 また、本年度の引受審査にあたっては、同年 4 月 10 日に参事から出張所長に「任意共済引受審査の徹底について」を通知するとともに、同年 5 月 2 日の建物農機具共済事業推進打合せ会において、加入資格</p>

具体的な措置	取組状況																				
	<p>審査を徹底するよう出張所に指示しました。</p> <p>同年7月以降は、出張所職員が審査を行った加入申込書に専用の審査印を押し、審査結果は建物共済加入承諾一覧表にまとめて出張所長が決裁するとともに協議会に通知しています。さらに、出張所は引受月ごとに建物共済引受審査実施状況報告書を作成して本部に提出し、建物課がその内容を検証のうえ、参事に報告しています。</p> <p>引受審査は、引き続き上記のとおり確実に対応していきます。</p>																				
<p>オ 協議会に対する加入資格説明</p> <p>協議会に対する加入資格に関する説明は、平成23年2月9日の課長・係長会議、同年5月25日の組合等局長・課長等会議で行いましたが、今後も本会が開催する課長会等会議で周知徹底していきます。</p>	<p>協議会に対する加入資格及び適正引受の説明については、左記の会議に続いて以下のとおり行いました。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; padding-bottom: 5px;">&lt;開催月日&gt;</td> <td style="width: 50%; text-align: center; padding-bottom: 5px;">&lt;対象会議等&gt;</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成23年6月13日</td> <td style="text-align: center;">建物・農機具共済システム操作説明会</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">同年7月22日</td> <td style="text-align: center;">農業共済担当新任職員講習会</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">同年10月26日</td> <td style="text-align: center;">組合等局長・課長等会議</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成24年2月13日</td> <td style="text-align: center;">組合等課長・係長会議</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">同年4月19日</td> <td style="text-align: center;">農業共済担当新任職員第1回講習会</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">同年5月28日</td> <td style="text-align: center;">組合等局長・課長等会議</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">同年6月13日</td> <td style="text-align: center;">建物・農機具共済システム操作説明会</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">同年7月20日</td> <td style="text-align: center;">農業共済担当新任職員第2回講習会</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">同年10月31日</td> <td style="text-align: center;">組合等局長・課長等会議</td> </tr> </table> <p>協議会に対しては、引き続き関係者を対象とした会議等において引受の適正化を周知徹底していきます。</p>	<開催月日>	<対象会議等>	平成23年6月13日	建物・農機具共済システム操作説明会	同年7月22日	農業共済担当新任職員講習会	同年10月26日	組合等局長・課長等会議	平成24年2月13日	組合等課長・係長会議	同年4月19日	農業共済担当新任職員第1回講習会	同年5月28日	組合等局長・課長等会議	同年6月13日	建物・農機具共済システム操作説明会	同年7月20日	農業共済担当新任職員第2回講習会	同年10月31日	組合等局長・課長等会議
<開催月日>	<対象会議等>																				
平成23年6月13日	建物・農機具共済システム操作説明会																				
同年7月22日	農業共済担当新任職員講習会																				
同年10月26日	組合等局長・課長等会議																				
平成24年2月13日	組合等課長・係長会議																				
同年4月19日	農業共済担当新任職員第1回講習会																				
同年5月28日	組合等局長・課長等会議																				
同年6月13日	建物・農機具共済システム操作説明会																				
同年7月20日	農業共済担当新任職員第2回講習会																				
同年10月31日	組合等局長・課長等会議																				
<p>カ 推進員に対する加入資格説明</p> <p>推進員に対しては、協議会と連携して説明会を開催するなどして、順次、説明しており、今後も引き続き周知徹底していきます。</p>	<p>推進員に対する加入資格説明については、平成23年3月以降に協議会と連携して開催した加入資格説明会、県下各地で開催された協議会総会及び推進会議において行いました。</p>																				

具体的な措置	取組状況																
	<p>平成 24 年度は、(2) の⑤のエに記載する加入申込書一体型のパンフレット及び推進員用冊子「加入のすすめ」を使用しています。</p> <p>推進員に対しては、引き続き協議会と連携して開催する推進会議等で周知徹底していきます。</p>																
<p>キ 加入資格の周知徹底</p> <p>パンフレットに加入資格に関する事項を平成 23 年 3 月に記載し、これを活用して、引き続き、推進員等並びに加入者に対し周知徹底していきます。</p>	<p>加入資格の周知徹底については、加入資格に関する事項を記載したパンフレットを平成 23 年 4 月引受分から使用しており、平成 24 年 4 月引受分からは、(2) の⑤のエに記載する加入申込書一体型のパンフレットを使用しています。</p> <p>加入資格については、上記のパンフレット等を活用して、引き続き推進員並びに加入者に周知していきます。</p>																
<p>ク 農林水産省の指導</p> <p>加入資格に関し解釈等詳細な説明が必要な場合は、その都度、農林水産省の指導を仰いでいきます。</p>	<p>加入資格に関する解釈等については、左記のとおり行います。</p>																
<p>ケ 推進スケジュールの見直し</p> <p>十分な審査期間と承諾書発行期間を確保するため、推進協議会に対し推進会議の開催時期など推進スケジュールの見直しを要請します。</p>	<p>推進スケジュールの見直しについては、推進会議の 12 月開催を 11 月開催にするなど開催時期の前倒し及び加入申込書回収の早期化等を以下の会議等において要請しています。</p> <table> <thead> <tr> <th data-bbox="1163 1091 1343 1123">&lt;開催月日&gt;</th> <th data-bbox="1522 1091 1724 1123">&lt;対象会議等&gt;</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1096 1131 1410 1163">平成 23 年 5 月 25 日</td> <td data-bbox="1421 1131 1792 1163">組合等局長・課長等会議</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1185 1171 1410 1202">同年 6 月 13 日</td> <td data-bbox="1421 1171 1971 1202">建物・農機具共済システム操作説明会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1185 1210 1410 1242">同年 10 月 26 日</td> <td data-bbox="1421 1210 1792 1242">組合等局長・課長等会議</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1096 1250 1410 1282">平成 24 年 2 月 13 日</td> <td data-bbox="1421 1250 1792 1282">組合等課長・係長会議</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1185 1290 1410 1321">同年 5 月 28 日</td> <td data-bbox="1421 1290 1792 1321">組合等局長・課長等会議</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1185 1329 1410 1361">同年 6 月 13 日</td> <td data-bbox="1421 1329 1971 1361">建物・農機具共済システム操作説明会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1185 1369 1410 1401">同年 10 月 31 日</td> <td data-bbox="1421 1369 1792 1401">組合等局長・課長等会議</td> </tr> </tbody> </table>	<開催月日>	<対象会議等>	平成 23 年 5 月 25 日	組合等局長・課長等会議	同年 6 月 13 日	建物・農機具共済システム操作説明会	同年 10 月 26 日	組合等局長・課長等会議	平成 24 年 2 月 13 日	組合等課長・係長会議	同年 5 月 28 日	組合等局長・課長等会議	同年 6 月 13 日	建物・農機具共済システム操作説明会	同年 10 月 31 日	組合等局長・課長等会議
<開催月日>	<対象会議等>																
平成 23 年 5 月 25 日	組合等局長・課長等会議																
同年 6 月 13 日	建物・農機具共済システム操作説明会																
同年 10 月 26 日	組合等局長・課長等会議																
平成 24 年 2 月 13 日	組合等課長・係長会議																
同年 5 月 28 日	組合等局長・課長等会議																
同年 6 月 13 日	建物・農機具共済システム操作説明会																
同年 10 月 31 日	組合等局長・課長等会議																

具体的な措置	取組状況
<b>⑥ 建物共済事業の法令違反に係る責任の所在の明確化と関係者の処分</b>	
<p>ア 法令違反調査委員会による調査            (1) の④に掲げる委員会が調査し、平成 23 年 6 月            中に原因究明と責任の所在を明確にします。</p>	<p>法令違反の原因究明と責任の所在の明確化については、(1) の④            に記載するとおり、法令違反調査委員会から関係書類の内容審査及び            関係役職員からの聴き取り調査結果をとりまとめた調査報告書が平            成 23 年 7 月 20 日に会長に提出されました。</p>
<p>イ 理事会等による処分の決定            調査結果の確定後、速やかに役員会を開催し、就業規            則第 57 条及び第 58 条に則り、関係職員の処分を審議・            決定のうえ報告いたします。役員につきましても責任を            明らかにします。</p>	<p>関係役職員の処分については、(1) の④に記載するとおり、平成            23 年 8 月 10 日の第 2 回理事会において職員の懲戒処分を決定する            とともに、役員についても、責任を明らかにしました。</p>